平成２５年（フ）第３０２７号
大阪府門真市島頭３丁目23番４号
債務者　岩橋　道彦
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第７１号
長崎県佐世保市野中町18番地３、住民票上の住所長崎県佐世保市野中町18番地
破産者　ウラヨシ木工こと　浦吉　政治
1　主文　当裁判所が平成25年６月７日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「長崎県佐世保市野中町18番地」とあるのを、「長崎県佐世保市野中町18番地３、住民票上の住所長崎県佐世保市野中町18番地」と、破産者の氏名につき「浦吉　政治」とあるのを「ウラヨシ木工こと　浦吉　政治」とそれぞれ更正する。
2　決定年月日　平成25年７月３日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第５７４８号
大阪市中央区南久宝寺町２丁目１番２号
破産者　エール＆エール株式会社
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５０３号
福岡県春日市春日原東町３丁目４番地
破産者　株式会社テイクス
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２号
新潟市南区白根3010番地
破産者　株式会社鈴仁商店
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２９１号
広島県東広島市鏡山３丁目13番26号
破産者　株式会社コバルト・エーエフ
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３号
北海道函館市神山３丁目65番23号
破産者　東部石油販売株式会社
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１７０９号
神奈川県藤沢市石川５丁目10番地の27
破産者　株式会社三藤
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８９号
新潟県小千谷市大字三仏生3573番地２
破産者　越後興運株式会社
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
岐阜市岩地２丁目11番５号
破産者　株式会社紙兵
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２９５号
岐阜市鏡島南１丁目５番25号
破産者　小木曽俊雄
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１３８号
愛知県蒲郡市西浦町馬渡り６番地
破産者　株式会社小田義鉄工
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４４号
愛媛県四国中央市金生町下分1464番地
破産者　西竹製紙株式会社
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２７７０号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木185番地の50
破産者　木下自工株式会社
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７８７号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3279番地の３
破産者　株式会社池田組
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９７号
福岡県春日市岡本５丁目39番地
破産者　岡野　博之
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６６４号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―1314号
破産者　渡邊美代子
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０６号
福岡市西区下山門３丁目３番１―303号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区室見が丘３丁目30番14号
破産者　神田　孝司
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部